沼八兵衛善蔵 407 川上駒之亟 409 小山氏 411 湖
山氏 412 不詳（戒名） 413 山根清兵衛 414 不詳
二名（戒名） 415 佐治正久 416 不詳（戒名） 418
鹿田平治郎夫婦 419 岡本常蔵 420 鍵谷常吉 421
加藤小十郎景忠妻 422 不詳二名（戒名） 423 不
詳（台のみ） 425 不詳（戒名） 426 上橋与十門夫
蔵） 428 向田氏 434 岡村氏 435 （地蔵） 436 （地
婦 437 茶屋市左衛門 438 不詳 441 不詳（戒名）
442 中原氏 443 不詳（戒名） 446 太田千代治
447 田中周助 448 勝屋圓次郎 449 不詳（戒名）
450 左屋娘 451 竹田仁三郎妻 452 竹田仁三郎
453 不詳（戒名） 454 荒金氏 455 米澤たつ 456 松
下源瀧娘 457 不詳（戒名） 458 佐々木藤次郎
459 澤氏 460 大野竹蔥 461 不詳（戒名） 462 北村
勘次 463 （地蔵） 464 岸本芳治郎 465 赤松宇平
夫婦 466 小橋半左衛門 467 野田宗市 468 油屋万
四朗妻 469 不詳（戒名） 470 不詳（戒名） 471 山
本市蔵娘 472 松本屋安之助 473 松本屋十代之助
474 星見氏 475 ハル ヨ 476 中村リ 477 木原音蔵
衛門妻 481 横田氏 482 湯村治三郎妻 483 岡村完
478 岡本藤造 479 不詳（戒名） 480 中嶋屋惣右
484 松本烝林 485 河本氏 486 （地蔵） 487 安田
千貫 488 小谷なみ 489 不詳（戒名） 490 不詳（戒
名） 491 不詳（戒名） 492 不詳（戒名） 493 不詳
（戒名） 494 （地蔵） 495 不詳（戒名） 496 松本
惣吉 497 田中ふさ 498 岡田氏 499 不詳（戒名）
500 （地蔵） 501 不詳（戒名） 502 不詳（戒名）
503 不詳（戒名） 504 安木仲右衛門娘 505 中井
作太郎 506 不詳（戒名） 507 不詳三名（戒名）
508 不詳（戒名） 509 （地蔵） 510 竹中治平 511 米
屋兵右衛門 512 加藤小重郎 513 赤松屋傳兵衛妻
514 太田善助夫婦 515 太田トミ 516 田中市郎
517 田中氏 518 田中氏 519 不詳（戒名） 520 不詳
（戒名） 521 （地蔵） 522 不詳（戒名）

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成24年８月１日

記

［掲載順序］
①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①旅のサロン122　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３―908号　④田中陽輔　埼玉県三口市桜町３－５－２　⑤旅のサロン122　埼玉県三口市桜町３－５－２　⑥平成14年７月４日　⑧平成24年７月３日　⑩300万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県三口市桜町３－５－２　田中陽輔

Ｂ　①株式会社パルオークス　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―1780号　④株式会社パルオークス　大阪市中央区久太郎町１丁目６番11号パースラムビル３階　代表取締役　足立尚彦　⑤本社営業所　大阪市中央区久太郎町１丁目６番11号パースラムビル３階　⑥平成８年７月10日　⑧平成24年７月４日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市中央区久太郎町１丁目６番11号パースラムビル３階　株式会社パルオークス　代表取締役　足立尚彦

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成24年８月１日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示
①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①エム・オートラベル　②第２種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第２―2456号　④森奉道　大阪市北区菅原町10番36―801号　⑤本社営業所　大阪市北区菅原町10番36―801号　⑥平成20年３月17日　⑦平成24年５月29日　⑧220万円　⑨1100万円

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社インターリンクス　株式会社インターリンクス

二　名古屋市守山区天子田二丁目一七〇二番地リンクスビル

三　保証金の額　金三十万円

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十四年八月一日

名古屋市守山区天子田二丁目一七〇二番地
リンクスビル　株式会社インターリンクス
代表取締役　劉　京華

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社インターリンクス　株式会社インターリンクス

二　名古屋市守山区天子田二丁目一七〇二番地リンクスビル

三　保証金の額　金三十万円

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十四年八月一日

名古屋市守山区天子田二丁目一七〇二番地
リンクスビル　株式会社インターリンクス
代表取締役　劉　京華

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社インターリンクス　株式会社インターリンクス

二　名古屋市守山区天子田二丁目一七〇二番地リンクスビル

三　保証金の額　金三十万円

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十四年八月一日

名古屋市守山区天子田二丁目一七〇二番地
リンクスビル　株式会社インターリンクス
代表取締役　劉　京華

宗教法人天徳寺住職宮川敬學一、改葬を行おうとする者　鳥取県鳥取市湯所一丁目七〇九番地

宗教法人天徳寺住職宮川敬學一、改葬を行おうとする者　鳥取県鳥取市湯所一丁目七〇九番地